

廿日市市道路位置指定に関する指導要綱

目次

第1章 総則（第1条―第2条）

第2章 道路位置指定事前協議（第3条―第6条）

第3章 道路位置指定（変更・廃止）申請（第7条―第10条）

第4章 位置指定道路築造（第11条―第17条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、廿日市市内において行われる建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定に基づく位置の指定を受けようとする道路（以下「申請道路」という。）の築造に際して、適切な指導に関する事項を定め、良好な市街地の形成を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 予定建築物の敷地 申請道路の築造に合わせ整備される宅地をいう。
- (2) 築造主 申請道路を築造しようとする者をいう。
- (3) 線引き都市計画区域 市街化区域と市街化調整区域との区分を定めた都市計画区域をいう。
- (4) 未線引き都市計画区域 市街化区域と市街化調整区域との区分を定めていない都市計画区域をいう。

第2章 道路位置指定事前協議

(事前協議及び承認)

第3条 築造主は、廿日市市建築基準法施行細則（平成20年規則第31号）第18条又は第19条による道路位置指定（変更・廃止）申請書（以下「申請書」という。）を提出する前に、道路位置指定事前協議書（別記様式第1号。以下「事前協議書」という。）3部を市長に提出し、承認を得なければならない。

2 事前協議書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 図面（付近見取図、地籍図、求積図、道路横断図、排水計画図、排水設備構造図、給水計画図、敷地等断面図及び土地の公図の写しとする。）
- (2) 片隅切りとなる場合は、その理由書
- (3) 申請道路に隣接する建築物及びその敷地について、建築基準関係規定に影響がある場合は、適合するものであることの図面又は計算書等の検討書類
- (4) その他市長が必要と認める図書

3 市長は、事前協議書の提出があったときは、遅滞なく内容の審査及び現地調査を行い、承認書（別記様式第2号）に必要な承認条件及び指示事項を明記の上、築造主に交付するものとする。

4 承認書は、承認の日から起算して3年を経過した日においても当該承認に係る申請書が提出されない場合には、その効力を失うものとする。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

(基本計画)

第4条 築造主は、次に掲げる事項に基づき事業を計画するものとする。

- (1) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144

条の４（道に関する基準）及び廿日市市道路位置指定基準（令和３年４月１日施行）の規定に適合させなければならない。

- (2) 予定建築物の敷地の１画地の規模は、別表第１に掲げる規模以上としなければならない。
- (3) 予定建築物の敷地（災害危険区域内にあるものを除く。）が、２メートルを超える高さのがけ（地表面が水平面に対し３０度を超える角度をなす土地をいう。以下同じ。）の上にある場合にあってはがけの下端から、５メートル以上の高さのがけの下にある場合（特別警戒区域内にあるときを除く。）にあってはがけの上端から、当該敷地との間にそのがけの高さの１．７倍以上の水平距離が保てない場合、必要に応じて災害防止措置を講じ、当該がけからの建築物の安全上支障がない状態を確保するよう努めなければならない。
- (4) 申請道路及び予定建築物の敷地等関係する土地（以下「関係土地」という。）の区域内に都市計画決定された道路若しくは予定される道路又は新設若しくは改良を要する道路がある場合は、その計画に適合させるよう努めなければならない。
- (5) 関係土地の区域内に法第４２条第２項の規定による道路の部分を含む場合は、その部分を道路の形態に整備するよう努めなければならない。
- (6) 排水施設の整備は、市の公共下水道計画に整合するよう努めなければならない。
- (7) 廿日市市水道事業の給水を受けようとする場合は、広島県水道広域連合企業団企業長に、あらかじめ協議しなければならない。また、廿日市市水道事業から給水を受けない場合は、築造工事に着手する前に必要に応じ利害関係者の同意を得た後、水道法に基づく手続を行わなければならない。
- (8) 関係土地の区域内に用水路がある場合は、用水確保の施設

の設置についてあらかじめ農業関係者と協議しなければならない。

(9) 築造主は、都市計画法に基づく許可の必要な開発行為にあたる恐れがある場合は、あらかじめ廿日市市建設部都市計画課と協議しなければならない。

(10) 築造主は、市長が必要と認めた場合は街路灯、防犯灯を設置しなければならない。

(11) 築造主は、ごみ置場について町内会等と協議を行い、周辺の既存のごみ置場を利用することができない場合は、関係土地の区域内の収集に便利な場所にごみ置場を設置しなければならない。

(12) 築造主は、申請道路に隣接する土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者に対して、あらかじめ申請道路に係る建築基準関係規定に関する説明を行わなければならない。

(13) 申請道路を既存の位置指定道路に接続する場合は、当該道路に関して権利を有する者とあらかじめ協議しなければならない。

(施設整備基準)

第5条 築造主は、道路については別表第2に掲げる基準、排水施設については別表第3に掲げる基準、ごみ置場については別表第4に掲げる基準によって整備しなければならない。

2 道路敷内の有効部分（車両の通行の用に供する部分をいう。）には、電柱その他障害となるような施設を設置してはならない。

3 関係土地の区域内の排水計画は、雨水、汚水分流とする。ただし、公共下水道認可区域外についてはこの限りでない。

(取下届)

第6条 築造主は、事前協議書を取り下げようとするときは、

取下届（別記様式第3号）2通を、市長に提出しなければならない。

第3章 道路位置指定（変更・廃止）申請

（位置指定道路築造承認）

第7条 築造主は、申請道路の築造工事に着手する前に申請書3部を市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請書の提出があったときは、遅滞なく内容の審査及び現地調査を行い、その計画が承認書の承認条件及び指示事項、第4条の基本計画並びに第5条の施設整備基準に適合していると認められる場合は、位置指定道路築造工事の中間・完了検査等指示書（別記様式第4号。以下「指示書」という。）を添えて、位置指定道路築造承認通知書（別記様式第5号。以下「承認通知書」という。）を築造主に交付するものとする。

3 築造主は、承認通知書の交付を受けた後でなければ申請道路を築造してはならない。

（計画の変更）

第8条 築造主は、承認通知書の交付を受けた道路の計画を変更しようとするときは、位置指定道路築造設計変更届（別記様式第6号）2通に、当該通知書と次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

（1）当該計画の変更の内容を示す図書

（2）その他市長が必要と認める図書

（築造主の氏名又は住所の変更届）

第9条 築造主は、氏名又は住所に変更があった場合は、名義等変更届（別記様式第7号）2通に、承認通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

（工事の取りやめ届）

第10条 築造主は、承認通知書の交付を受けた道路の築造工

事を取りやめたときは、工事取りやめ届（別記様式第 8 号）2 通に、当該通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

第 4 章 位置指定道路築造

（標識の掲示）

第 1 1 条 築造主は、位置指定道路築造に関する工事の期間中、位置指定道路築造標識（別記様式第 9 号）をその工事現場内の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

（工事の着手届）

第 1 2 条 築造主は、当該承認に係る位置指定道路築造に関する工事に着手したときは、位置指定道路築造工事着手届（別記様式第 1 0 号）に位置指定道路築造標識の写真を添付して市長に提出しなければならない。

（中間検査）

第 1 3 条 築造主は、第 7 条第 2 項による指示書において指示した中間検査の工程が完了したときは、速やかに中間検査を受けなければならない。

（道路境界の明示）

第 1 4 条 築造主は、築造した道路と宅地との境界を金属鉋等で明示しなければならない。

（完了検査）

第 1 5 条 築造主は、申請道路の築造が完了したときは、位置指定道路築造工事完了届（別記様式第 1 1 号）を市長に提出し、工事の完了検査を受けなければならない。

（指定の時期）

第 1 6 条 道路位置の指定又は変更は、所定の要件を満たした道路が築造された後に行う。

（補則）

第 1 7 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置等)

- 2 この要綱の施行前に、廿日市市開発指導要綱の一部を改正する告示（平成 2 年告示第 2 8 号）による改正前の廿日市市開発指導要綱に基づく協議を終えた事業及び事前協議中の事業については、なお従前の例による。

(佐伯町及び吉和村の編入に伴う経過措置)

- 3 佐伯町及び吉和村の編入の日（以下「編入日」という。）前に、旧佐伯町土地開発指導要綱（昭和 5 5 年佐伯町告示第 3 8 号。以下「旧佐伯町要綱」という。）の規定により届出がなされている開発行為のうち、第 3 条に該当するものについては、旧佐伯町要綱の例による。
- 4 編入日前に法第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定に基づく位置の指定申請がなされ、編入日以後引き続き当該申請の手続中である事業については、なお従前の例による。

附 則（平成 7 年 4 月 1 日告示第 4 2 号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の廿日市市道路位置指定に関する指導要綱の規定に基づく協議を終えた事業及び事前協議中の事業については、なお従前の例による。

附 則（平成 1 0 年 4 月 1 日告示第 3 6 号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の廿日市市道路位置指定に関する指導要綱の規定に基づく協議を終えた事業及び事前協議中の事業については、なお従前の例による。

附 則（平成 15 年 2 月 27 日告示第 34 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 15 年 3 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行前に改正前の廿日市市道路位置指定に関する指導要綱の規定に基づく協議を終えた事業及び事前協議中の事業については、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年 3 月 25 日告示第 58 号）

（施行期日）

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日告示第 78 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行前に改正前の廿日市市道路位置指定に関する指導要綱の規定に基づく協議を終えた事業及び事前協議中の事業については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 4 月 11 日告示第 143 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 5 年 4 月 11 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行前に改正前の廿日市市道路位置指定に関する指導要綱の規定に基づく協議を終えた事業及び事前協議中の事業については、なお従前の例による。

別表第 1 （第 4 条関係） 予定建築物の敷地の規模

線引き都市計画区域	市街化区域	第 1 種低層住居専用地域	1 3 0 m ² 以上
		その他の地域	1 0 0 m ² 以上
未線引き都市計画区域	用途地域	第 1 種低層住居専用地域	1 6 5 m ² 以上
		その他の地域	1 3 0 m ² 以上
	白地地域		1 6 5 m ² 以上
準都市計画区域	用途地域	第 1 種低層住居専用地域	1 6 5 m ² 以上
		その他の地域	1 3 0 m ² 以上
	白地地域		1 6 5 m ² 以上

備考 この表において「白地地域」とは、用途が指定されていない地域をいう。

別表第 2 （第 5 条関係） 道路に関する基準

項 目	道 路
1 勾配	9 パーセント以下とすること。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。
2 アスファルト舗装	路盤の厚さ 1 0 センチメートル以上、表層の厚さ 4 センチメートル以上とすること。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。
3 排水施設	雨水等を有効に排水するため、側溝及び集水ま

	す等の排水施設を、次の基準に基づいて設置すること。 (1) 側溝は、L型側溝とし、道路の両側及び終端側に設けること。ただし、既存の家屋、高い堅固な擁壁若しくはがけ等があるなど、著しく困難と認める場合はこの限りでない。 (2) 宅地へ進入する部分についてはL型の立ち上がり寸法を低くするなど、車等が進入しやすい構造とすること。 (3) 集水ますはコンクリート造とし、その直壁の厚さは15センチメートル以上（あらかじめ市が認めた二次製品を除く。）とすること。 (4) 集水ます等のふたは、荷重T-14以上に耐えうる構造とすること。 (5) 集水ますの底部には、深さ15センチメートル以上の泥溜を設けること。 (6) 集水ますの設置間隔は、原則として20メートル以内とすること。
--	---

別表第3（第5条関係） 排水施設に関する基準

施設 項目	雨 水 施 設	汚 水 施 設
1 施設 の 種 類	雨水施設とは、雨水管渠、雨水マンホール及びこれらに附属する施設のすべてとする。	污水施設とは、污水管渠、污水マンホール及びこれらを補完する施設のすべてとする。
2 排水 計画	(1) 自然流下を原則とした排水区とし、区域外	(1) 自然流下を原則とした処理区とすること。

	流末の位置及び許容量を勘案すること。 (2) 放流先はかんがい用水路等をできる限り避けること。 (3) 排水区は市の公共下水道計画と整合させること。	(2) 放流先はかんがい用水路等をできる限り避けること。 (3) 処理区は市の公共下水道計画と整合させること。
3 計画排水量の算定	関係土地の規模、地形、降水量等から想定される雨水を有効に排水できる構造及び能力を有すること。	関係土地内の予定建築物の用途、計画人口等から想定される汚水を有効に排除できる構造及び能力を有すること
4 その他	その他の施設については、市の下水道工事設計マニュアル、下水道工事標準図及び排水設備の設置基準によること。	

別表第4（第5条関係） ごみ置場に関する基準

ごみ置場	(1) 面積は、計画戸数1戸当たり0.2平方メートルから0.3平方メートルを標準とする。 (2) 補強コンクリートブロック造等とし、3面を原則として高さ1メートルから1.2メートルで囲い、床をコンクリート造とし、排水施設を設けるなど環境衛生上支障のない構造とすること。
------	--